（河川法の一部改正）

第三十六条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項中「とあるのは「都道府県知事」と」の下に「、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と」を加える。

（都市計画法の一部改正）

第三十七条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画（政令で定める軽易なものを除く。）又は」を削る。

第十九条第三項中「協議し、その同意を得なければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

第八十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「に協議しなければ」を、「国土交通大臣」の下に「に協議し、その同意を得なければ」を加える。

（国土利用計画法の一部改正）

第三十八条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第十二項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

第八章　環境省関係

（大気汚染防止法の一部改正）

第三十九条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第五号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

六　計画の達成の方途

第五条の三第三項中「あらかじめ」の下に「、第一項第四号及び第五号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

（自然環境保全法の一部改正）

第四十条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国等に関する特例）

第五十条　都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第四十二条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

五　計画の達成の方途

第十一条第三項中「あらかじめ」の下に「、第一項第三号及び第四号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条、第二十二条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条及び第三十八条の規定並びに附則第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十九条、第二十五条、第三十三条及び第四十一条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

二　第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条及び第四十六条の規定　平成二十四年四月一日

三　附則第四十五条第二号の規定　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の公布の日

四　第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十二条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第九条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教育法第四条の二の規定によりされた届出とみなす。

2　この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第二項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。

（保育所に係る居室の床面積の特例）

第四条　都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法（附則第七条及び第四十六条において「新児童福祉法」という。）第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

（職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法（次項において「新職業能力開発促進法」という。）第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。